女性活躍推進法に基づく小倉記念病院の「一般事業主行動計画」

仕事と家庭の両立ができ、女性が活躍できる雇用環境の整備を行うため、女性活躍推進法に基づき、次のと おり「一般事業主行動計画」を策定します。

1. 計画期間 平成31年4月1日 ~ 令和4年3月31日

2. 当院の現状と課題

当院の在職者のうち女性が占める割合は72.1%、在職者のうち管理職に占める女性の割合は35.0%と判定基準を超えています。一方、平均勤続年数は、女性が9.6年、男性が12.9年(大学人事等で異動の多い医師を除く)と男性に比べて女性の在職年数が少し短い傾向にあります。

3. 目標と取組内容

女性の平均勤続年数を10年以上にする。

< 取組内容 平成31年4月~ >

- 女性が、家庭と仕事を両立しやすいように以下の取り組みを行う。
 - ・「所属長への定期的な時間外労働の報告」「ノー残業デーの実施」により、時間外労働削減を促す。
 - ・職種間の役割分担を見直し、お互いの労働負担の軽減、労働時間の短縮を図る。
- 育児による退職を防ぐため、多様なシフトを持つ育児短時間制度の利用を促進する。
- 能力の高い非正規職員を対象に正職員への雇用転換を推進する。
- 定期的にストレスチェックや仕事・やりがいに関する意識調査を行い、調査結果に基づく改善策を検討する。